

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 船舶安全法施行令の一部改正

登録検定機関等の登録の有効期間を定める等所要の改正を行うこと。（第一条関係）

第二 国際観光ホテル整備法施行令の一部改正

登録実施機関の登録の有効期間を定める等所要の改正を行うこと。（第二条関係）

第三 気象業務法施行令の一部改正

登録検定機関の登録の有効期間を定める等所要の改正を行うこと。（第三条関係）

第四 建設業法施行令の一部改正

登録講習等の登録の有効期間を定める等所要の改正を行うこと。（第四条関係）

第五 宅地建物取引業法施行令の一部改正

登録講習機関の登録の有効期間を定める等所要の改正を行うこと。（第五条関係）

第六 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正

登録確認機関等の登録の有効期間を定める等所要の改正を行うこと。（第七条関係）

第七 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正

登録海技免許講習等の登録の有効期間を定めるとともに、登録海技免状更新講習等に関する技術的読替えを定める等所要の改正を行うこと。（第九条関係）

第八 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正

経営規模等評価等について、手数料の標準となる金額を定めること。（第十一条関係）

第九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正

登録講習機関の登録の有効期間を定める等所要の改正を行うこと。（第十二条関係）

第十 関係政令について所要の改正を行うこと。（第六条、第八条及び第十条関係）

第十一 施行期日

この政令は、平成十六年三月一日から施行すること。